

日田林業のこれから

2019年(令和元年)

「森林経営管理制度」がスタート
「森林環境譲与税」の先行譲与が始まる。

2021年(令和3年)

民法改正等によって、相続に伴う登記の義務化や国庫帰属の制度ができる。

2024年(令和6年)

「森林環境税(国税)」課税開始、
日田林工高校林業科生徒の全国募集開始。



森林機能の発揮に向けた新たな取組

森林環境税(国税)

年間1,000円を個人住民税に上乗せして徴収

国民

市町村

都道府県

納税義務者 約6,200万人

森林環境譲与税

国から市町村と都道府県に譲与

市町村、都道府県

①私有林人工林面積
②林業就業者数
③人口
※①～③の割合に応じて案分。

森林整備、人材育成、木材利用、普及啓発などの取組に活用

国

豊かな森林が持つ多くの機能を活かすには、森林をしっかりと整備していく必要があります。しかし、木材価格の低迷、森林所有者の経営意欲の低下、担い手の不足などによって、手入れ不足の森林が増えています。

このような中、令和元年度に、市町村による森林整備等の新たな財源として「森林環境譲与税」の譲与が始まりました。また、市町村が私有林の経営管理を受託する仕組みとして「森林経営管理制度」がスタートしており、本市においても、これらを活用した取組を進めています。

「森林環境税(国税)」は、令和6年度から住民税の納税者1人当たり年額1,000円の課税が開始されています。

森林環境譲与税の利用実績

詳細はこちら▶



(単位: 千円)

実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累 計
森林環境譲与税譲与額		82,965	176,300	172,908	230,488	230,488	893,149
執行額		43,163	138,009	152,543	189,912	275,633	799,260
使途内訳	①森林整備	23,899	110,290	142,067	174,497	213,776	664,529
	②担い手の確保・育成	3,157	2,456	2,689	3,632	10,163	22,097
	③木材利用	15,000	21,436	3,293	5,919	34,017	79,665
	④普及啓発	1,107	3,827	4,494	5,865	17,678	32,971

※森林環境譲与税の譲与額と執行額の差額は、基金へ積み立て、翌年度以降の財源としています。

森林環境譲与税の活用例

①

森林整備

再造林や間伐、路網整備等の森林整備事業には、国・県の補助制度が利用できますが、森林所有者の自己負担の軽減を図るため、市が補助金を上乗せしています。さらに、収益が得られない切捨間伐、下刈り、シカネットの設置については、重点的に市の上乗せ補助を実施しています。



②

担い手の確保・育成

林業作業の安全対策費用の補助、林業就業希望者に対する支援やキャリアアップに対する奨励金の給付を行っています。



③

木材利用

小・中学校で児童・生徒が使っている机・椅子を、天板と座面を木製とした机・椅子“きみの木”に入れ替えるもので、令和10年度までに、市内の全小・中学校で完了する予定です。



④

普及啓発

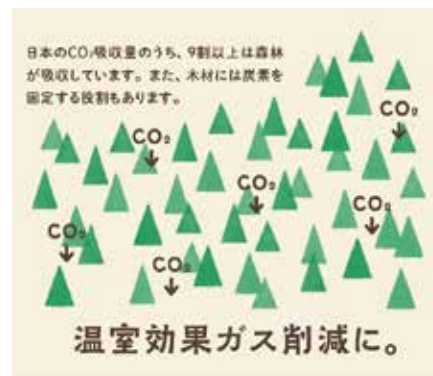
みどりの少年団をはじめ、日田市民、福岡都市圏及び久留米市などの筑後川流域住民と植林等を行う市民参加の森づくり大会を開催しています。



森林の主な公益的機能

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給など様々な機能を持っています。近年の異常気象では、森林の機能を上回る災害も見られますが、こうした気候変動の影響を緩和するためにも、「伐って」「使って」「植えて」「育てる」という森林資源の循環利用が一層重要になっています。

①温室効果ガスの削減



②自然災害の防止



③水資源の貯蓄・浄水



出典：林野庁パンフレット「国民一人一人が、森を支える。森林環境税」